

鹿屋市公募型指名競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市公募型指名競争入札実施要綱（平成18年鹿屋市告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「設計金額が2億円以上10億円未満の工事並びに2億円未満の電気工事、管工事及び造園工事」を「次の各号に掲げる種別区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模で、かつ、10億円未満の工事」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 土木一式工事 設計額が1億8千万円以上のもの
- (2) 建築一式工事 設計額が1億8千万円以上のもの
- (3) 電気設備工事 設計額が6千万円以上のもの
- (4) 管工事 設計額が6千万円以上のもの
- (5) 造園工事 設計額が4千万円以上のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特殊な技術等を要する工事であつて、确实かつ円滑な施工を図るため、技術力等を結集する必要があると認められる工事 設計額が5千万円以上のもの

附則第3項を削る。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。